

## 伊豆大島ジオパーク認定ジオガイド 認定制度実施要項

この要項は、伊豆大島ジオパーク推進委員会（以下「推進委員会」という。）が行う伊豆大島ジオパーク認定ジオガイド（以下「認定ジオガイド」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものである。

### （認定制度の目的）

第1条 本制度は、推進委員会が推進する伊豆大島ジオパークの基本理念に則り、大島の自然・動植物・歴史・文化・産業・防災などに関する広く深い知識と情報を持ち、それらを適切に活用したガイドツアーを提供できる者を認定し、認定ジオガイドの質の担保および向上ならびに適切な運営を確保することを目的とする。

### （認定ジオガイドの要件）

第2条 認定ジオガイド〔初級〕は、推進委員会が実施する講座のうち別に定める講座数以上を受講かつ必須講座を全て修了したうえで、推進委員会が実施する試験を受験し、伊豆大島ジオパークに関する一定の知識およびジオパーク活動を普及・推進する意思を有し、本要項で定める認定ジオガイドの責務を満たし、所定の手続きにより推進委員会会長（以下「会長」という。）の認定を受けた者とする。

2 認定ジオガイド〔中級〕は、認定ジオガイド〔初級〕の資格を有し、推進委員会が実施する試験に合格し、所定の手続きにより会長の認定を受けた者とする。

### （認定ジオガイドの責務）

第3条 認定ジオガイドは、伊豆大島ジオパークの基本理念に則りジオパーク活動を普及・推進するとともに、伊豆大島ジオパークの魅力をわかりやすく伝えることができるよう、その資質の向上に努めること。

2 ガイド利用者の安全を最優先に考え行動するとともに、危険箇所の立入規制や環境保全関係法令を遵守し、安全および大島の自然環境の保全に努めること。

3 ガイド利用者からのガイド内容に係る苦情やガイド中に発生した事故等については、認定ジオガイド本人及び所属するガイド団体が責任を持って対応すること。

4 ガイド中に発生した事故等については、速やかに会長に報告すること。

5 有料のガイドを実施する場合は、認定ジオガイドまたは所属するガイド団体が、ガイド中のガイド利用者のケガまたは死亡に備える傷害保険に加入すること。

### （認定の手続）

第4条 認定登録を希望する者は、伊豆大島ジオパーク認定ジオガイド申請書（様式1）により会長に認定申請を行う。

2 会長は、前項の規定により認定申請があった者について、第2条各号の要件を満たすと認めたとき、認定ジオガイド〔初級〕または〔中級〕として認定し、認定証および認定カード交付する。

#### (認定証の有効期間、更新及び失効)

第5条 ジオガイド認定証の有効期間は認定日（更新の場合は更新日）から起算して5年間とする。

- 2 更新を希望する者は、有効期間が満了する1ヵ月前までに、伊豆大島ジオパーク認定ジオガイド申請書（様式2）により会長に更新申請を行う。
- 3 更新要件は、第3条に定める認定ジオガイドの責務を満たす者で、かつ有効期間内のガイド活動実績提出数（5回以上）と、別途提出を求めるジオパーク関連活動の参加実績から審査を行い、更新が適当であると会長が認める者とする。
- 4 有効期間内に更新を完了しなかった場合、認定の効力は失効するものとする。

#### (認定の取消)

第6条 会長は、認定ジオガイドが次の各号のいずれかに該当するとき、その認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により認定ジオガイドの認定を受けていたとき。
- (2) 推進委員会または認定ジオガイドの信用を著しく失墜させたとき。
- 2 会長は、前項の規定により認定を取り消したときは、様式3により本人に通知する。
- 3 認定を取り消された者は、認定証および認定カードを速やかに会長に返納しなければならない。
- 4 会長は、第2項の取り消しによって生じた損害の一切を負担しない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、認定ジオガイド本人が認定の取り消しを希望するときは、いつでも取り消しを申し出ることができる。
- 6 前項の取り消しを申し出るときは、認定証および認定カードを会長に返納しなければならない。

#### (その他)

第7条 本要項に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要項は平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要項は令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要項は令和3年10月1日から施行する。